平成２０年（フ）第１４０１０号
東京都東村山市萩山町１丁目29番地８
破産者　有限会社駿河家石材店
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１４０１１号
東京都港区高輪３丁目14―31―1202
破産者　一箭　正孝
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９５３号
北海道札幌市厚別区大谷地東７丁目６―１―904
破産者　重永　公記
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１９３号
東京都港区南青山５丁目16番１号　青山ビル５階
破産者　株式会社Ｐ．Ｇ．Ｊａｐａｎ
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９００号
神奈川県横浜市港北区鳥山町729番地４
破産者　立川開発工業株式会社
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４５７号
埼玉県志木市下宗岡１丁目19番１号
破産者　成恒工業有限会社
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３８５号
東京都港区南青山１丁目20番12号
破産者　ウィナー株式会社
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３８６号
東京都豊島区池袋３丁目51―７―202
破産者　藤井　一彦
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６１号
長野県大町市大町1425番地２
破産者　有限会社西村自動車
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１４１号
東京都中央区新川１丁目２番８号第５山京ビル３Ｆ
破産者　イオ・コンサルティング株式会社
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２０年（フ）第１１２７号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目１番２号
破産者　株式会社ランド・サーベイ
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
福井県越前市幸町４番20号
破産者　有限会社ススキ金正堂
１　決定年月日　平成22年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
福井県鯖江市片山町第６号９番地
破産者　東漆工株式会社
１　決定年月日　平成22年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２６４号
長野県安曇野市豊科4207番地３
破産者　有限会社モトーレン信州
１　決定年月日　平成22年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２０４４号
京都市北区大宮北椿原町１番地２
破産者　織匠やまぐち株式会社
１　決定年月日　平成22年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６６７号
高知市春野町弘岡中463番地１
破産者　有限会社北山工業
１　決定年月日　平成22年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８３２号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割15番地47、住民票上の住所盛岡市肴町７番５号
破産者　林　　晃士
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１３９号
秋田県鹿角市花輪字上花輪52番地
破産者　戸澤　裕子
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第６８６号
兵庫県尼崎市神田南通１丁目９番地グラン・ドムール尼崎201号
破産者　六車　明夫
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１６号
兵庫県西宮市甲子園網引町５番16号　辻文化２階、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄北３丁目27番27―603号
破産者　宮武みどり
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８８０号
兵庫県西宮市松園町１番32号
破産者　川口玉子こと　朴　　玉順
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係